二戸市監査委員公表第３号

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定に基づき決定したので別紙のとおり公表します。

令和７年１１月２７日

二戸市監査委員　切　金　　精
二戸市監査委員　藤　村　正　彦

自治総合センターコミュニティ助成事業補助金監査結果報告書

第１　財政援助団体の名称及び代表者名

在八町内会　会長　佐々木貞次郎

第２　監査執行年月日

令和７年 10 月 28 日

第３　監査の範囲

令和６年度補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第４　監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた財政援助団体に関する調書・監査総括表及び令和６年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び財政援助団体の担当職員より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行う等の方法により監査を実施した。

第５　監査の結果

１　当該補助金は、定められた金額が確実に受け入れられており、地域住民の交流の拡大と町内会活動の一層の充実を図る目的達成のため執行されているものと認められた。

２　予算及び決算は所管課に提出された書類と一致していると認められた。

３　事務の執行については、適正に執行されていると認められた。

農産物鳥獣被害対策事業費補助金監査結果報告書

第１　財政援助団体の名称及び代表者名

二戸市鳥獣被害防止対策協議会　会長　上平敦志

第２　監査執行年月日

令和７年 10 月 28 日

第３　監査の範囲

令和６年度補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第４　監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた財政援助団体に関する調書・監査総括表及び令和６年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び財政援助団体の担当職員より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行う等の方法により監査を実施した。

第５　監査の結果

１　当該補助金は、定められた金額が確実に受け入れられており、野生鳥獣による人身被害や農林畜産物の被害の防止施策を推進し、市民の安全と地域産業の振興に寄与する目的達成のため執行されているものと認められた。

２　予算及び決算は所管課に提出された書類と一致していると認められた。

３　事務の執行については、適正に執行されていると認められた。

林業機械等導入事業補助金監査結果報告書

第１　財政援助団体の名称及び代表者名

有限会社高峰重機　代表取締役　高峯正登

第２　監査執行年月日

令和７年 10 月 28 日

第３　監査の範囲

令和６年度補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第４　監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた財政援助団体に関する調書・監査総括表及び令和６年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び財政援助団体の担当職員より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行う等の方法により監査を実施した。

第５　監査の結果

１　当該補助金は、定められた金額が確実に受け入れられており、素材生産量の増加が図られ、林業の振興に寄与する目的達成のため執行されているものと認められた。

２　予算及び決算は所管課に提出された書類と一致していると認められた。

３　事務の執行については、適正に執行されていると認められた。

過疎地域持続的発展支援事業費補助金監査結果報告書

第１　財政援助団体の名称及び代表者名

浄法寺賑わいづくり実行委員会　会長　小軽米健太

第２　監査執行年月日

令和７年 10 月 29 日

第３　監査の範囲

令和６年度補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第４　監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた財政援助団体に関する調書・監査総括表及び令和６年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び財政援助団体の担当職員より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行う等の方法により監査を実施した。

第５　監査の結果

１　当該補助金は、定められた金額が確実に受け入れられており、各種イベントの開催や紫陽花の生育事業など浄法寺地区の賑わいづくりに寄与する目的達成のため執行されているものと認められた。

２　予算及び決算は所管課に提出された書類と一致していると認められた。

３　事務の執行については、実行委員会内の決裁手続きに関し留意改善を要する事項はあるが、適正に執行されていると認められた。

異文化交流推進事業費補助金監査結果報告書

第１　財政援助団体の名称及び代表者名

二戸市中高生海外派遣研修協議会　会長　中野善文

第２　監査執行年月日

令和７年 10 月 29 日

第３　監査の範囲

令和６年度補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第４　監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた財政援助団体に関する調書・監査総括表及び令和６年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び財政援助団体の担当職員より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行う等の方法により監査を実施した。

第５　監査の結果

１　当該補助金は、定められた金額が確実に受け入れられており、海外派遣研修を通じ、多文化理解の促進と国際社会で活躍する人材を育成する目的達成のため執行されているものと認められた。

２　予算及び決算は所管課に提出された書類と一致していると認められた。

３　事務の執行については、適正に執行されていると認められた。